



今川壁書 初登山 腰越状
 義經合状 辨慶状 熊谷状
 經盛返状 曾我状 同返状

頭書
 訓讀
 古狀揃精注鈔
 全

浪華 文精堂藏



自序

夫古伏揃の書は久く世に流るるといふも何れ
 傳ふや将雅又よはるるれあるや故筆聖言をまよ
 ども俗語野調をてまき多し轉写をりよめ
 初川集と誤り逆り義乃をがたれめいりてその原
 あり枕中と川子聖言いと傳ふをてりて其後世
 其名ふ出るやそのよきとて俗語の讀まがく拙
 くのいふやそのいふべし我も撰らるるに
 誤じてまにあはれ今流布を其所の類書あるに
 うら大同小異ありて一しきれとていふもの
 既此の書にこれし唯これなりして



古状揃精注
今川了俊
息仲秋
制詞の條
條

天保十二年辛丑編

浪華 郭子德風誌

古状揃精注

今川了俊
息仲秋
制詞の條
條

一 文道を知
ら 不而武
道 終し勝利
と 得る事

古状揃精注

今川了俊對息仲秋

制詞の條

此乃二戰を以て左衛門尉長良氏は代の繼今川了俊守
貞世入道して了俊と号して遠州を領し鎮西探題下
補文武乃達人賢明の君子なり此制詞は
長子中勢少輔仲秋の條目なり

一 不知文道而武道終し得

勝利事

又道と云はれは事文の道は指し
と云はれは事武の道は指し

一 鷓鴣道遙
を好む無益
之殺生を樂
む事

一 小過の輩
紕明を遂げ
不死罪を行
はしむ事

一 大科の輩
最負之沙汰
を爲し宥免
と爲し事

一 民を貪り
神社を没倒
せ令めて榮
花を極む事

一 先祖之山
莊寺塔以下
古状論請在妙

了も不^ふふ^ふふ^ふ人^に道^の行^はれ^ば
勝^るも^の利^は分^らぬ^れぬ^となり

一 好鷓鴣道遙樂^む事

殺生^ヲ事
道^遙ハ^あを^びし^て人^を殺^すを^好む
魚^をと^り殺^すを^もつ^て樂^む事

つ^と益^もた^らぬ^に生^かす^を殺^すを^好む^事
か^りゆ^くこ^とを^りつ^て樂^む事

一 小過輩不遂^ハ紕明^ヲ事

死罪^ヲ事
小^過と^いふ^は此^のあ^やま^らぬ^事
柳^の枝^にあ^る者^をと^りと^す事

此^をば^しめ^る事
か^りゆ^くこ^とを^りつ^て樂^む事

一 大科^ノ輩^ハ最^モ負^ク沙^汰事

絞^首免^事
大^科ノ^輩を^殺す^者
絞^首と^す事

此^をば^しめ^る事

一 貪^リ民^ヲ没^倒神社^ヲ事

花^事
民^の姓^乃殺^すを^好む^事
鎮^内の^神社^を没^倒す^事

此^をば^しめ^る事

一 先祖^ノ山^莊寺^塔以下^古状^論請^在妙^事

破壊而私宅
を莊る事

一君父之重
恩忘卻せ令
め忠孝を撰
る事

一公務を輕
私用と重

破壊而私宅を莊る事

類るれども其の先祖の墳を接ひ奇塚なき
て堂塔伽藍を以て其の礎と爲すや
これ我々の爲なり

一君父之重恩令忘却せ

忠孝事

ことて人の父母の養育に依りて
我れに至るの恩を忘るる事
一君父の重恩を以て撰にすなり

一公務を輕私用と重

道徳事

公務といふ君への初め私用
と云ふ事の用事といふ事
をわすれんとす君の事と相違なり

一臣下の善悪を辨へ不
賞罰正し
らざる事

正事

善悪を辨へ不賞罰正し
らざる事

一我臣下乃
働を知るが
如く君亦同
前爲る可

同前事

我臣下の如く君亦同前爲る可

古天南清在少

一 過亂兩説
を企て他人
之愁を以身
と楽しむ事

一身乃分限
を知ら不或
過分或不足
之事

一 他人之理
を失し監望
と致し權威
小慕る事

一 賢臣と嫌
ひ佞臣と愛
し非分の沙
汰と致し事

一 非道と而
富ると羨む
可く不正

知るのみならず亦君を奉るに
心を尽してその徳を揚すべし

一 企て他人之愁を以て身と楽しむ事

樂身事

色と礼との交際を以て
遊樂するを人を楽しむ事

徳を以て悦ぶ事
心乃樂するなり

一 不知身之分限或は過分の事

不知身事

身を以て分限を知らず
或は過分の事

又貪欲にして器量つゝ
儉約がらむ事

一 他人之理を失し監望と致し權威を慕ふ事

失理事

人の理あるを失し我利の權
を慕ふ事

一 賢臣と嫌ひ佞臣と愛し非分の沙汰と致し事

嫌賢事

賢臣を嫌ひ佞臣を愛し
非分の沙汰を致す事

中君を以て悦ぶ事
沙汰もつゝのなり

一 非道と而富ると羨む可く不正

路^二而衰^一
るを輕^レむ可^レ
く不^レ事

一酒宴遊興
勝負小長ト
家職を怠^ラ
事

一己が利根
小迷い萬端
と就^テ他人
と嘲^ル事

路^二而衰^一

此乃^レ心^二を衰^一す
可^レく輕^レむ事

酒宴遊興
勝負小長ト
家職を怠^ラ
事

一長酒宴遊興勝負小長ト

職事

家職を怠^ラ
事

己が利根
小迷い萬端
と就^テ他人
と嘲^ル事

一迷己利根他人を嘲る事

一人來き

一人來^キば
則^チ虛病^トを構^ヘ

對面不能
獨味を好^ム

一人來^キば則^チ虛病^トを構^ヘ

對面不能

對面^ニ不能^シ
獨味^ヲ好^ム

一獨味を好む

出家沙門

尤^モ尊崇^ス
致^ス

出家沙門

一出家沙門尤^モ尊崇^ス致^ス

禮儀を正
す可事

一分國に於
諸關を立て

往還之旅人
を煩ハ今む

一 武器衣裳
已過分し而
臣下見苦
事

心儀儀事

心儀儀事 出づれば 伊通を修むる
儀なり 世を度ひ 礼を
わしめられ 俗人と遠い 心儀の
礼儀を正して 不潔を除く ことなり

一分國に諸國とて

還之旅人事

國をすえて 旅人の 儀事
を 煩げ 今む ことなり

一 武器衣裳已るを

下見苦事

武器衣裳 已るを 下見
苦事 ことなり

一 不安樂小

女樂事

不安樂小 女樂事 因果 道理 辨
住む事 ことなり

右此條條常

小心懸ら被

可引馬合

戰嗜の事ハ

右此條條常
小心懸ら被
可引馬合
戰嗜の事ハ

武士之道珍
不專執
行せし被可
儀第一也

先國を守り
可事學文
無く而ハ政
道成る可
不る旨四
書五經其外
軍書等小顯
然也

孫專之被執の儀第一也

述一之有り馬合戦ハ武通軍學と云へり
右儀儉ハ世耐も是も軍生んふこめり
一武休軍陣の常ハ武士の老の常ハ一
執りて云へり至ハ一也

先可守國事を學ぶ又ふ

二年改道旨は書又經之

外軍書を顯也

子とせしハハありて之を法ハ書とて大學論
依孟子中庸入釋とて毛詩尚書礼記周易春秋

幼少之時道
正之輩小相
伴ひ假初小
も悪友に隨
順と有
可く不
ハ方圓之器
小隨ハ人ハ
善惡之友に
依ると實
是を以國を
治る守護者

の經典ハ竹六輪之器孫子呉子司馬法尉繚子
同封乃七書ツハ孔明吳何陳平六考武備志
外軍書の書
幼少之時相伴道正

輩假初不可有隨順也

水は方圓之器人依之也

之友善哉

我身一途とて此器ハ水とて方ハ圓ハ水
象と云へり
先可守國

賢人を愛し
民を貪る國
司者佞人を
好む之由申
傳ふ也
君の心を知
んと欲せ者
其君乃愛を
る輩を見て
伺知ると有
て誠小其恥
と知可也
己小勝る友

護を愛賢人貪る國司也

好佞人にして中傷也

心を見んも君も其有伺知
誠可知其知也

己友不好者我因言人賢
ん也

を好む我
劣る朋を好
むるハ善人
の賢心也
但斯如く意
得強人を撰
捨る勿是
悪友を愛と
可らざる乃
謂也
一國一郡を
護る身小限
不衆人の愛

國一郡身を衆人の愛

友謂也

強勿撰捨人は是不可是也

但如好者乃

己友不好者我因言人賢

ん也

護を愛賢人貪る國司也

古大前書庄少

敬無而諸道
成就一難
第一武士之
家に生て合
戦を嫌ひ心
小懸不侍
者人小懸被
る由名將多
く誠置被る
也
先我心之善
悪を知可
貴賤群集而

諸道難成就

困窮のち後のこといふん
もててんか老い流人の意

第一生
先づ人下頼むをいせよの意いふ

武士も嫌合戦不を心

侍ふ彼賺人に名將多は

誠置也
武士のあしき事して合戦を嫌ひん
けざらハそふり生きてそ後分と

先づ我心之善
悪を知可
貴賤群集而

來る則善と
思可一招と
雖諸人疎と
出入輩無と
則己が心行
正く不と
知可一
去乍門前市
を爲し二種
之有可無
理非道之君
も一旦ハ恐
る又臣下無

賤群集る來則の思可招

振諸人疎を出入輩無

己が心行
正く不と

去乍門前市
を爲し二種

之有可無
理非道之君

も一旦ハ恐
る又臣下無

下等之而命氏謀略

道_ミ而_レ民_ヲを
謀_ル謀_ル畧_ス之_ノ
輩_ト邪_ト申_ス時_ノ者_ト
歎_シ悲_シむ_レ族_ノ愁_ム
眉_ヲを_レ申_ス披_ス人_ト
が_レ爲_ル權_ノ門_ノ
立_テ寄_ルる_{コト}と
有_リて
斯_ノ如_ク之_ノ乃_レ境_ノ
能_ク能_ク分_ル別_ス而_レ
臣_ト下_ノ乃_レ撰_スを
糾_シ古_ノ人_ト之_ノ
金_言小_レ世_トせ

邪_ト中_ノ阿_ク之_ノ歎_シ悲_シ族_ノ爲_ル中_ノ報_ス
愁_シ眉_ヲ有_リ主_ノ寄_ル權_ノ門_ノ
之_ノ乃_レ境_ノ能_ク能_ク分_ル別_ス而_レ
臣_ト下_ノ乃_レ撰_スを
糾_シ古_ノ人_ト之_ノ
金_言小_レ世_トせ

憲_法之_ノ沙_汰
と_レ致_スと_レ可_ク

可_ク致_ス憲_法之_ノ沙_汰
と_レ致_スと_レ可_ク

主_君爲_ル者_ノ之_ノ
意_得ハ大_方
日_月乃_レ草_木
國_土を_レ照_ス以_テ
か_レ如_ク近_習
又_レ外_ノ操_乃山_ノ
海_遙隔_ツつ_レよ
て_レ被_官等_小
至_ルて_レ晝_夜
慈_悲忠_罰乃_レ

主_君爲_ル者_ノ之_ノ
意_得ハ大_方
日_月乃_レ草_木
國_土を_レ照_ス以_テ
か_レ如_ク近_習
又_レ外_ノ操_乃山_ノ
海_遙隔_ツつ_レよ
て_レ被_官等_小
至_ルて_レ晝_夜
慈_悲忠_罰乃_レ

慈_悲忠_罰乃_レ

慈_悲忠_罰乃_レ

政道を以て罪
を行へば人
の恨無し非
義を構て死
罪せ令る則
其歎深し

然者因果道
可ら不其科
第一志不忠
分別而賞罰
有可事專

要也

無益之働私
用を構へ引
馬之道無器
用小而人歎
を扶持せ不
之輩に所領
を宛行ふと
詮無き哉

諸家之人先
規小從て知

古天前書正少

行罪之人恨構非死

罪則其歎深

然者因果道
可ら不其科
第一志不忠
分別而賞罰
有可事專

不可道之科第一志不忠

分別而賞罰有可事專

要也
無益之働私
用を構へ引
馬之道無器
用小而人歎
を扶持せ不
之輩に所領
を宛行ふと
詮無き哉

益之働私用引馬之道

用小而人歎を扶持せ不

之輩に所領を宛行ふと

詮無き哉
諸家之人先規小從て知

古天前書正少

行分相違無
しと雖其時
乃主人の心
持折舞1依
て威勢多少
也

既合戦乃道
を知ら須家
に生來て徒
小所領を妨
げ兵士を持

不天下之嘲
を恥する儀
口惜りる可
る次第也仍
壁書件乃如

永享元年九
月十六日

久規如の分雖其相違其

時係主人の持折舞威勢

多也

既生身須知合戦道

家後始所領を妨兵士を

天下の嘲後係口惜次

軍中仍壁書出件

不天下之嘲を恥する儀口惜りる可る次第也仍壁書件乃如

永享元年九月十六日

後花園帝此年号元年八月四日
武持ハ足利義教の治世二年勅行

古林 推准 金
初 登山 手習
教訓書

右大體者合
戰之出立小
異ら不其故
如何初心之

兒童登山之
時者武士之
戰場小向
師匠者大將
軍の如く也
硯墨紙等者
武具之類
如く也卓
者戒郭の如
く筆者打物
太乃長刀の
如く也

登山手習教訓書

今も田舎
知りてい
地は平
うれども
と又又
も高
あり初
お習と

右大體者合戰之出立
其故若也
如何初心之

山々將也
武士
向戦

場
師匠者大將

軍の如く也

硯墨紙等者

武具之類

如く也卓

者戒郭の如く
筆者打物
太乃長刀の如く也

古林 推准 金

古本精義

文字一書

深習覺る

事譬バ武士

一人而大勢

楯籠る城郭

小忍入と大

敵と比れり

若し猶以一

大事也

然して名譽

と天下小

顯他乃所

文字一書
深習覺る
事譬バ武士
一人而大勢
楯籠る城郭
小忍入と大
敵と比れり
若し猶以一
大事也
然して名譽
と天下小
顯他乃所

事譬バ武士一人而大勢

楯籠る城郭

小忍入と大敵と比れり

若し猶以一大事也

然して名譽と天下小

顯他乃所

類眷屬事ら高名

代之面目也

扶持と事

引箭之高名

末代之面目也

又手習學文

之少人手本

者必敵一也

如也

古本精義

文字一書

事譬バ武士一人而大勢

楯籠る城郭

小忍入と大敵と比れり

若し猶以一大事也

然して名譽と天下小

顯他乃所

類眷屬事ら高名

代之面目也

扶持と事

引箭之高名

末代之面目也

又手習學文

之少人手本

者必敵一也

古本精義

物之筆を以て
現當之所領
を習取る知
行を可き也

之小依て
字ハ一勢
カ才智と勵
セシ藝能人
小勝る者ハ
諸人之と貴
で賞翫
金銀米錢願

不而藏小満
ら七珍萬寶
貯不而意小
任以者也

若又疎學不
用之輩小於
者其身計之
恥辱一非以
師匠父母之
名と腐一
年
閑老來て後
悔千萬也

古大前清王少

一孝若くは現當に可領可也

の也 現當に可領可也

依之文字て勵勢カカ

智藝能勝人志諸人志之貴

教 これ一依てあつたのふまに

金銀米錢願

七珍萬寶貯不而意小任以者也

若又疎學不用之輩小於者其身計之恥辱一非以師匠父母之名と腐一年閑老來て後悔千萬也

用之輩小於者其身計之恥辱一非以師匠父母之名と腐一年閑老來て後悔千萬也

閑老來て後悔千萬也

後悔千萬也

後悔千萬也

古大前清王少

幼稚之時師命小隨幼稚之時師命小隨不不親親のの仰仰をを恐恐そそ未未録録第第一一而而寺寺をを逃逃下下一一字字一一文文をを學學不不ハハ璧璧ハハ寶寶のの山山にに登登てて空空くく金金玉玉をを得得不不かか如如くく無無藝藝無無能能故故毎毎座座赤赤面面至至

幼稚之時師命小隨幼稚之時師命小隨不不親親のの仰仰をを恐恐そそ未未録録第第一一而而寺寺をを逃逃下下一一字字一一文文をを學學不不ハハ璧璧ハハ寶寶のの山山にに登登てて空空くく金金玉玉をを得得不不かか如如くく無無藝藝無無能能故故毎毎座座赤赤面面至至

志親作未録第一而逃寺下

不字一字一文也志家元

如子得赤玉如子得赤玉

女藝不能成每打赤面也

物也

物也

逃法也

又敵陣小

病第一而

合戦之場を

恥辱一期之

雪難

雪難

雪難

自然家を失
ハ所領を失
ヒ武具之類
を持不而身
の立所無之
ハ諸人之先
途立難と
者也

爰を以合戦
と手習與相

同く歟
故に初學初
心之兒童等
先此理を專
小一萬事と
抛て手習學
文を致と可
と者也
抑才智藝能
有て文武二
道小達と
者ハ名を天
下小揚げ徳

古本精註

自然家を失
ハ所領を失
ヒ武具之類
を持不而身
の立所無之
ハ諸人之先
途立難と
者也

持武具之類を身立所

難立法人之先途者也

爰を以合戦と手習與相
同く歟故に初學初心之兒童等先此理を專小一萬事と抛て手習學文を致と可と者也抑才智藝能有て文武二道小達と者ハ名を天下小揚げ徳

合戦與手習相同歟

故初學初心

兒童等先此理

抛て手習學

文を致と可

と者也抑才智藝能有て文武二道小達と者ハ名を天下小揚げ徳

揚名天下

古本精註

古今抄

と四海に顯
上古末代
名人の聞有
る可き者也

大畧此趣を
以心有る之
少人者諸道
藝能を嗜ひ
可き者也依
而教訓書件
の如し

古末代名人聞有也

藝能嗜ひ少人者諸道
大畧此趣を以心有る之

能者也依而教訓書件

可き者也依而教訓書件の如し

少人者諸道藝能を嗜ひ可き者也依而教訓書件の如し

腰越状

腰越状

源義経心志申上御意者御代官之其一小撰心被

源義経心志申上御意者御代官之其一小撰心被

源義経心志申上御意者御代官之其一小撰心被

源義経心志申上御意者御代官之其一小撰心被

古今抄

古材抄卷注金

勅宣之御使
と爲朝敵と
傾け

累代弓箭之
藝と顯し

用起

軍役を勤め申す
と爲朝敵と

為勅宣之御使

傾朝敵

勅宣より天子の命令申使す勅令宣
の進河使高倉渡法永四年八月文宣天皇を

以て平家直符の役宣と下りしよりこれ御使宣
と爲朝敵と本意我仲も法別より起て京のより平
家と進河使は御使も我仲平家成り侍りて平家
にこれふより御使御使の支辨勅宣の御使御使乃

代支よりて御使と申す御使
御使御使より平家と改むる
顯累代弓

累代弓

御使御使より平家と改むる
御使御使より平家と改むる

御使御使より平家と改むる
御使御使より平家と改むる

會稽の恥辱
と雪ぐ

先祖の武名と
雪ぐ

雪會稽恥辱

御使御使より平家と改むる

忠賞と行ハ

御使御使より平家と改むる

被可との處

思の外虎口
之譏言小依
て莫太之勳
功と黙止被

依虎口

御使御使より平家と改むる

後云

御使御使より平家と改むる

後云

御使御使より平家と改むる

御使御使より平家と改むる

御使御使より平家と改むる

御使御使より平家と改むる

御使御使より平家と改むる

義經犯はと
無く而答を
蒙る功有て
誤無し雖
御勤氣を蒙
る之際空く
紅涙小沈む
情事の意と
案とる小良
薬口一苦く
忠言耳小逆
ふ先言也

有由を得るは勤氣を蒙る際
沈紅涙
情事重き良業苦
忠言逆耳先言也
我柳も花せる花柳も切こといふは涙とていふ
るは情事重き良業苦
は情事の意と案とる小良
忠言逆耳先言也
は病に切あれども苦く
しては甘んぜば老衰の云はれは憂あれども笑して空
と快くせぬは勤氣を蒙るは蒙るの念とてと蒙るの時が候

茲小因て讒
者之實否と
糺さ被不鑑
倉中へ入ら
被不る之閒
素意と述る
し能不徒一
數日を送る

此時小當て
永く恩顔を
拜奉ら不
骨肉同胞之

糺さ被不鑑
倉中へ入ら
被不る之閒
素意と述る
し能不徒一
數日を送る
此は糺さの地は
日殺と述る
由は情永く
忠顔骨肉同胞
運之取極は情
人先世業

儀己絶古宿
運之極る所
歎將又先世
之業因感
る所歎
悲哉此條故
父尊靈再
誕之縁小非
んバ誰人
愚意之悲歎
を申披
の輩哀憐
を垂ん哉

因新感歎

骨肉同胞父母の骨肉を分ち胞友と
同くす縁を以て之身の安否親の存亡と

一若くは運命の業因の業因を以て世に
偲ふ死業滅せりて世小悲し事か如く思の

親を思ふも世に協心して身のお災も結果も
我運命の操り又若くは因果の感歎する事と我の如く思ふ

此条は條非故に父尊

靈再誕縁誰人中披云云

と悲歎何事重無悔哉

此も父尊の具たるべき事重無悔か
云披して是の疑を解りぬる事

事新と申状
述懐小似て
と雖義經身
體髪膚を父
母小於受け
幾時節を經
不して故頭
殿御他界之
際孤と爲り

事新中世に似述懐哉

體髪膚於父母小

幾時節於受

不して故頭

殿御他界之際

孤と爲り

此も父尊の具たるべき事重無悔か
云披して是の疑を解りぬる事

母之懷中

抱之被大和

の國宇陀郡

龍門の牧

一昨日片時も

安堵之思小

住せ不

甲斐無と命

を存いと雖

京都之經迴

母の懷中も我はまてはもつ、
抱母懷

中後部大和國宇陀郡龍門

牧一昨日片時も安堵

思牛乳丸二粒此と其母常盤懐に入てさういひつ執族
をほく小和州よからき経しう一平家一擧げられ既

彼にいさうとくも清盛を盤が難及ををてこれと
藝とくしうて平家を與命一借とせんとして七葉の丸

鞍馬山に居せ東史坊河内縣の所子とるはのく清盛
はより清盛とて些許も人の斯うしていふこと

存ス平家奉系初と雖白雅

海之間と流行の法をまを

隱身栖まを遠國被服法

民百姓等身身をたふしとも名家の子孫うれ
ハ信のと雖い子孫學文のさうさ

の信教とるありて系の任は給へし清盛は平家ハ其
け給ふと出たりありて身を思ひつてさうさ清盛ハ其

と純幸慶忽純熟を為追討

平家一族とて追討

然小幸慶忽純熟而平家

の一族と追討せん為上

難治之問諸國小流行せ

所小身と隱邊土遠國

と栖と上民百姓等小

服仕と被

然小幸慶忽純熟而平家

の一族と追討せん為上

難治之問諸國小流行せ

古州掛精注鏡
洛せ令心

手合し先木
曾義仲を謀
戮し而後平
氏を責傾ん
が爲或時ハ
峨峨とら巖
石小駿馬よ
策敵の爲
小亡命せん
くを顧不
或時ハ漫漫

たる大海小
風波之難を
凌ぎ身を海
底小沈め
骸と鯨鯢之
腮（於懸）ん
こを痛ま不
加之甲冑を
枕と爲弓箭
を業と爲
本意併亡魂
の鬱憤を休
奉らん欲

俄に源氏の軍と闘へば幸か不幸かの時となりて平家と闘
付せんを頼朝一改むるを頼朝は之を許さずうめを念
まてみま

子合先謀殺本當義

仲る後為責傾平氏或時峨

巖石策駿馬為敵之顧亡命

元暦元年正月本朝義仲東討し横河にて朝廷と強がり
たむ頼朝美濃の御おまづらんと改む義仲は美濃の御
てあふくとも樹えべしと強し河州粟津より城三ヶ所
平家と追代と小橋州一の首領破るるを頼朝は之を許さず
強て頼朝の御おまづらんとすま
願くは改むるを頼朝は之を許さず
或時漫漫

大海凌風波（於懸）痛凌身

於海底沈骸と鯨鯢之腮（於懸）ん

浪の巻を侵して湧くし深きと海をた渡る夫時速病
控浦にお海軍の軍よ身を危の御辭ふ一鯨鯢と
の大魚に撃れん
こを痛ま不

加之甲冑為枕

業と爲本意併亡魂

三月小平家の一門を討たせし
本意併欲

奉らん欲

古州掛精注鏡

古史抄卷之八
事無一
の尉小補任

剩義經五位
せ被之條

當家之面目
希代之重職

何事之小
如ん

然と雖今悲
澆く歎切也

茲小因て諸
寺諸社之牛

王寶印之裡
と以野心を

挿ま不る之
旨日本六十

餘州大小之
神祇冥道を

請驚し奉て
數通之起請

文を書進以
と雖猶以御

有免無一
夫我國者神

國也神ハ非

古史抄卷之八

古史抄卷之八

公戦い多幸万苦すも
事無一
の尉小補任

剩義經五位
せ被之條

當家之面目
希代之重職

何事之小
如ん

然と雖今悲
澆く歎切也

茲小因て諸
寺諸社之牛

王寶印之裡
と以野心を

挿ま不る之
旨日本六十

餘州大小之
神祇冥道を

請驚し奉て
數通之起請

文を書進以
と雖猶以御

有免無一
夫我國者神

國也神ハ非

古史抄卷之八

古史抄卷之八

何事之小
如ん

然と雖今悲
澆く歎切也

茲小因て諸
寺諸社之牛

王寶印之裡
と以野心を

挿ま不る之
旨日本六十

餘州大小之
神祇冥道を

請驚し奉て
數通之起請

文を書進以
と雖猶以御

有免無一
夫我國者神

國也神ハ非

古史抄卷之八

古史抄卷之八

夫我國者神

國也神ハ非

夫我國者神

國也神ハ非

禮を真に
く不

憑む所
非ハ偏小貴

殿廣大之御
慈悲を仰

便宜小任せ
高聞小達せ

今ハ秘計と
過こ被誤無

之旨を優
苦免小預者

積善の餘慶
家門小及び

永く榮花と
子孫小傳

一ハ
仍て日來之

愁眉を開き
一期之安寧

を得ん
書紙小盡こ

不併省畧せ
令ハ畢ぬ諸

事御察を

古法抄 請

神ノ京兆
我日中ハ神ノ京兆神ノ代

不
此ハ此ノ神ノ代

海濱
我日中ハ神ノ京兆神ノ代

便
此ハ此ノ神ノ代

彼
此ハ此ノ神ノ代

永傳業

永傳業

花
此ハ此ノ神ノ代

仍
此ハ此ノ神ノ代

期
此ハ此ノ神ノ代

不併省畧せ

令ハ畢ぬ諸

事御察を

古法抄 請

仰々恐惶謹言

文治元年六月五日

義經

文治元年六月五日

文治元年六月五日 後醍醐天皇八年

皇元年ハ
乙巳ナリ

義經

凡と号ハ

人皇二十六代清和帝第六の皇子貞純親王の嫡子經基より七代左馬政兼親の九男より由仁九代親王と号す
文治元年伊豫守少将日六年閏四月廿日武州長門館
1 武州、泰衡が為す没後、以て其子二十一人、一は、
經基より、書子と稱殺し、自ら、親武者とて、自害と
し、實ハ、病歿一人と具して、推賣地ニ、為りしと、今
御ありて、義經大御神と
名、夷人ニ、名を假し、といふ

進上
因幡守殿

進上 因幡守殿

進上より、中宮なり、上皇ハ、經基とて、その、
出度、およつて、上中下を、まつかり、昔ハ、これと、よみ、といひ、
か、後世、後醍醐天皇の、所より、絶て、用い、ざる、こと、に、あ、さ、る、事、
今ハ、ある、也、と、い、ふ、を、よ、み、とい、ふ、事、
因幡守殿、大御神、と、名、に、假、し、て、号、し、人、皇、の、十一、代、年、
後醍醐天皇の、御、孫、の、嫡、子、也、中、宮、の、御、孫、也、
大江の姓を賜つら、る、より、九代、の、孫、也、中、宮、の、御、孫、也、
代、の、孫、也、
宣、の、所、使、り、
天下、の、事、を、治、す、
西、月、に、奉、
仁、の、長、

古狀辨特注
義經合狀

義經合狀

此状も御成状に内記の文あり
義經は頼朝の御孫にして改し勤王を奉りて
附いていとも一向に成らざりしより此の如く文法
三年の以次別れの秀衡を討てていとも秀衡を討
して君のいかに侍りて頼朝又秀衡の御孫とありて
侍りていともいとも今に侍りて秀衡の御孫とありて
の逢命とありて衣川の館を圍む義経は自ら害せし
るに侍りていともいともいともいともいともいとも
侍りていともいともいともいともいともいとも

謹て白し抑
義經末期賤
けきとも清
和之臺と出

多田満仲の
家を繼し自
以來

繼父清盛小
隔ら被
邊土遠國を
栖と爲土民
百姓等一服
仕せ被
然と雖當家

古狀辨特注

彼滿繼父清盛

此の父は清盛の御孫にして改し勤王を奉りて
附いていとも一向に成らざりしより此の如く文法
三年の以次別れの秀衡を討てていとも秀衡を討
して君のいかに侍りて頼朝又秀衡の御孫とありて
侍りていともいとも今に侍りて秀衡の御孫とありて
の逢命とありて衣川の館を圍む義経は自ら害せし
るに侍りていともいともいともいともいともいとも
侍りていともいともいともいともいともいとも

遠國被服は土民百姓等

これらも御成状に内記の文あり
義經は頼朝の御孫にして改し勤王を奉りて
附いていとも一向に成らざりしより此の如く文法
三年の以次別れの秀衡を討てていとも秀衡を討
して君のいかに侍りて頼朝又秀衡の御孫とありて
侍りていともいとも今に侍りて秀衡の御孫とありて
の逢命とありて衣川の館を圍む義経は自ら害せし
るに侍りていともいともいともいともいともいとも
侍りていともいともいともいともいともいとも

二八

之御運と開
 と勅宣之一
 小於撰を被
 或時ハ野
 臥山小伏
 漫漫なる海
 上小風波之
 難を凌ぎ敵
 徒之首を切
 て鯨鯢之腮
 曝
 三年三月一

當家御運被撰勅宣一

尚家と云々
平家退治の宣旨と下し
 或時

野伏山又或時湧く海上

凌波被切敵沈く首曝

鯨鯢之腮
鯨鯢をとりし
 黄麿二年三

その後を歴小せしといふ
 黄麿二年三

責靡一其耳
 非大臣

殿父子を生
 捕て京鎌倉
 小渡

源氏會結之
 恥辱を雪ぐ

讒言小依て
 空く莫大之
 勲功を黙止
 被

月夜を平生捕人臣殿父子

渡東鎌倉
源平の合戦三輪二月一遊んで

源平の合戦三輪二月一遊んで
 源氏會結之

恥辱を雪ぐ

然も人々懇切

父長教らひいひてこの
源氏の武我を海に小
概利京州が渡小くくらすを我らへの功あり

源氏會結之

抑若年之時
身を雲州鰥
淵山子寄せ
童形自以來
日夜怠ら不
粗阿咄之二
字を試ひ
況鬢髮を剃
除とる之頃
小至てハ偏
真言不思議
の意小向て
轉顯密之秘

法を極り
入定座禪の
牀小於金胎
兩部之奥藏
を撰る
大日不二の
法尤以大切
也

抑若年之時

身を雲州鰥

淵山子寄せ

童形自以來

日夜怠ら不

粗阿咄之二

字を試ひ

況鬢髮を剃

除とる之頃

小至てハ偏

真言不思議

の意小向て

轉顯密之秘

法を極り

入定座禪の

牀小於金胎

兩部之奥藏

抑若年之時
身を雲州鰥
淵山子寄せ
童形自以來
日夜怠ら不
粗阿咄之二
字を試ひ
況鬢髮を剃
除とる之頃
小至てハ偏
真言不思議
の意小向て
轉顯密之秘

法を極り
入定座禪の
牀小於金胎
兩部之奥藏
を撰る
大日不二の
法尤以大切
也

大日不二の法尤以大切也
法を極り
入定座禪の
牀小於金胎
兩部之奥藏
を撰る
大日不二の
法尤以大切
也

我母之胎内
を出し自以
來禁戒を犯
さず全く五
常之道を護
り現當二世
の本懐を達
せんと思は
るる宿縁道
之宿縁道
難く而今將
果は者歟

我母之胎内
禁戒全護
常道歟
現當二世
宿縁道
難く而今
果は者歟

爰小源の總
領征夷大將
軍末子牛
若御曹子ハ
賢仁異相之
若君也

都五條橋小
寄せ夜行の
惡黨を込
ん爲辻斬を
る之風聞之
を承り貳迴

古来精進少

源頼朝
源頼朝
源頼朝

將軍末子牛若御曹子賢

仁異相之若君也

寄せ夜行の惡黨を込ん爲辻斬をる之風聞之を承り貳迴

五條橋為

斬風聞之貳迴

三十三

弓馬の家小
生ト勝負の
思と起一既
早速入浴致
して橋邊小
イニ

夜前從五更
の天小及び
差合浮船浦
乃浪飛龍臥
龍の影れ手
拙者嗜之本

手者龍清
眼入隱顯籠
手羅手開手
十文字蟻娘
か芥り哉
終小追伏ら
被君臣三世
之契約と爲
一畢ぬ

家起勝負思既早速橋邊

活橋邊

生馬丸ハ亡文義の遊戯の事
小集の事と懸念と斬りて

既或の城壁を海人と無難に入備橋小出て懸
意ともを懸ひる事と世小生馬の事と斬りて
生馬丸の事と懸ひる事と世小生馬の事と斬りて

夜前從五更
の天小及び
差合浮船浦
乃浪飛龍臥
龍の影れ手
拙者嗜之本

合浮船浦浪飛龍臥影手

手拙者嗜之本

眼入隱顯籠

十文字蟻娘

為君臣三世

之契約と爲

一畢ぬ

手者龍清

眼入隱顯籠

爾自以來
師傳と奉る
仍て副將軍
と号し關西
三十三箇國
を宛行ハ被
雖大將之
不運歟一日
片時も所知
之新意を遂
げ不萬民の
鬱憤を播る
無し

これらもそのおと神て之後の契約をなせしむるは
御も之れハ三世の契約としていふは御しうもハ三世の御
綴り
自尔以來奉る師傳の号
副將軍雖彼其の關西三十三箇國之將も不運歟一日片時も所知之新意を遂げ不萬民の鬱憤を播る無し

動平家を追討
討せんが爲
數萬の軍兵
と卒し所所
の城廓一發
向之刺盾小
非色ども某
又供奉仕て
夏ハ炎天と
凌ぎ冬ハ雪
霜を戴と陸
小在る則魚
鱗鶴翼の陣

追討平家安率數萬軍兵
城廓一發向之刺盾小
非色ども某又供奉仕て
夏ハ炎天と凌ぎ冬ハ雪霜を戴と陸小在る則魚鱗鶴翼の陣

を張り張良
が智略を作
し物冷と矢
倉の上小月
を眺めて夜
と明し
西海小趣
則夜ハ千尋
の波れ底小
錨を懸け船
を繋ぎ晝ハ
汀小推寄せ
終日焚噲ガ

陣のあしを多編に辨の如く連まらば
たちよ雲と流るるに似たり
その軍師小く者も海に金路を
てい異軍の敵をも破るに陸に
らわゆる橋のよき
野字再乗長
終日為焚噲
舟波底を油
海に波とわらして
西海の紅雲
海に波とわらして
野字再乗長
終日為焚噲
舟波底を油
海に波とわらして

勇を爲し古
武王が蓬華
野之軍の再
來し者歟
己凶徒を責
伏る小至て
本意を達せ
んと欲する
處梶原が逆
櫓之遺恨小
依り讒者意
と勒而偽又
實と爲ら

己凶徒を責
伏る小至て
本意を達せ
んと欲する
處梶原が逆
櫓之遺恨小
依り讒者意
と勒而偽又
實と爲ら
己凶徒を責
伏る小至て
本意を達せ
んと欲する
處梶原が逆
櫓之遺恨小
依り讒者意
と勒而偽又
實と爲ら

古狀梅精注録

と張了張良

古狀梅精注録

御兄弟不和
之意趣琢
ども礪か不
結句雪上小
霜を加ふる
か如く誠小
胡越千年之
際を作し

日往月來と
雖更小御赦
免無く彌疎
遠一而拙者
迄心を焦し
骨を削るし
范蠡が廿餘
年の流浪小
同ト
茲小因て都
五條油の小
路一於澗谷
土佐の八道

古狀梅精注録

陣のよんをよる編の編の編に連なる

仲のや平あたるをば友とをひて好時に敗軍せしむる

湖と海をわたりてふらふやゆきとをば友とをひて好時に敗軍せしむる

け足

身不和之意故琢を礪結句

如雪之加霜相滅比胡越千年

之痛も折れ難くはれぬをば友とをひて好時に敗軍せしむる

とをば友とをひて好時に敗軍せしむる

雖日往月

来更更流赦免弥疎をる拙

名を其心削骨同范蠡廿

餘年流浪

因茲

於五條油小路澗谷

八道竊時心人云々

三十一

古林博精注

竊之時者八
尺二分之手
來の棒ハハ
角小削と三
十二の疣を
落し訖ぬ
其後我君吉
野小閉籠る
鍔踏破の
勢ハ異國本
朝小比類
無者歟
中就關東下

未博削八角底二平二亮記

文治元年十月に依坊昌俊が頼朝の命をうけて、
平家源が堀河の第(頼朝)を討つる時、人々を驚かすに
乃、御子の袴も金銀のふち小削り八角の形に、
その形をうとかりに依坊いり、源氏金丸といひ、

其後我君吉野

野小閉籠る

頼朝が依坊に福をそそぎ、源氏を失ひ、
和州奇形に思ひ、一時、源氏集り、
源氏と源氏と、
勢の烈しき、

勢ハ異國本朝小比類無者歟

中国東中向并維為文武

二道之名將一身難名將素

身縮名源流天高踏維地

厚子踏

あつ、ふ武小まを、
小あつ、
足し、

漸忍通る處折節關守富

桎小奇め

古林博精注

古林博精注

被而辯口を
敵陣小叩き
而して迴文
と致小探當
とども少も
騒が不詳小
捧げけ披露
を遂げ鯨の
口を遁まて
當國小下著
天命今于
期せり
然る處秀衡

子息三人の
謀叛小依て
俄小君臣共
籠鳥の栖を
作せり

情事の意を
案どらり四
國戰場之雜
言者良薬口
小苦く金言
耳小逆ふ者

南島又安少不陸洋傳を報

露道鶴の口を當國天命期

小

然る處秀衡
期せり
當國小下著
天命今于
期せり
然る處秀衡

人謀叛俄君臣共籠鳥の栖

情事の意を案どらり四國戰場之雜言者良薬口小苦く金言耳小逆ふ者

雜言者良薬口

耳小逆ふ者

一命を棄て
名を萬天小
揚げ譽と後
代に貶し者
也
右之一通明
日披見旁御
一感預る
可者也

文治五年閏
四月廿七日

熊谷狀

直實謹て白
以抑今度不
慮小此君一
參會一奉
吳越句踐之
戰を得秦皇
燕丹之怒を
挿と直小勝
負を決せん

古犬楠精註抄

くさうさび...
しを...
る...
を...
ぞ...
右之一通明日披見旁御

文治五年閏四月廿七日

直實謹て白

以抑今度不慮小此君一參會一奉

吳越句踐之戰を得秦皇燕丹之怒を挿と直小勝負を決せん

熊谷狀

直實謹て白

以抑今度不慮小此君一參會一奉

吳越句踐之戰を得秦皇燕丹之怒を挿と直小勝負を決せん

古犬楠精註抄

直實謹て白

以抑今度不慮小此君一參會一奉

吳越句踐之戰を得秦皇燕丹之怒を挿と直小勝負を決せん

古犬楠精註抄

欲する刻

俄小怨敵の
思を忘と速
小武意の勇
を抛ち還て
守護を加え
奉るの處後
從雲霞乃大
勢襲來る爲

小落花時と
過こ不

縦直實源氏
を背と始て
平家一参る
と雖彼ハ多
勢是ハ無勢
也樊噲卻て
養由ハ藝を
慎む

父一被せんしを流し始る白と鳥かきこりわかれ
こんととり時一舟の玉孝天小銀をせや船にわかれ
解船よりりバ始る船を舟を流し小舟せりあう文の
さういさ実しと一の首とておくれいさ進りあまひ
銀とさうの銀とを捨せやあひをなしてあけしに
公進も進舟の始る小舟せやあひとあてともいれ
我ひて指反と改
せんとせしと改

俄小怨敵里速抛

武意勇還て奉るの處後

雲霞乃大勢襲來る爲

時 我一子小治希 勢襲來る爲

まら悲の情おこり雪れた中としていふもあけ
こやとと入折しも後の山より源氏の軍兵やまの
く長あつ史中いふてせむう付あつと
あつあつ史の中いふてせむう付あつと

縦直

実直實源氏始て

勢是ハ無勢也

養由ハ藝を慎む

今の一入りり勢は海の高程の風ふして下
今の一入りり勢は海の高程の風ふして下
今の一入りり勢は海の高程の風ふして下
今の一入りり勢は海の高程の風ふして下
今の一入りり勢は海の高程の風ふして下

縦直實源氏

茲于直實適
生を弓馬の
家小於請け
謀を洛西一
廻怨敵の
旗を翻敵
小窘て天下
無雙の名を
得と雖蚊蛇
の聲雷を爲
蟪蛄集て
立車を覆ん
と爲か如し

小於も臨子大勢我を驚くもバツて敵は
へらもりんん機多由の村をうごくとりたて
ひくくも多
かよひしてり
子産史実通請生
於弓馬家日深洛西敵怨敵
旗雲敵泣天女も妻名
蚊蛇多の音蟪蛄集て覆ん
東 我武あふ生れもは官勢とありこれども殺し
てゆりりのもをさしとらうとそそ早免かやたうの小
まがあつりてあつてをるいごく蟪蛄が
茶とあげてま車一殺見んとす敵とそそ 惣攬

惣弓を挽と
矢を放ら剣
を抜と槍を
築れ命と同
方小奪い名
と西海の浪
小於沈ん事
自他以家の
面目小非る
哉
中就此君の
御疎意と仰
を奉る處唯

弓放矢抜敵築補集命同方
沈ん於西海の浪
家面目我 中於武術と遊 字中一海とそ
あはの浪うたれをるめんと自も他も家の面目
をさしてらるるそとそそは武実勢ふなんせしより
物と河 枕中を以山を湯疎意
あは唯も沈ん事於史実とそ
弟也善於由頻敵作中同本

古井抄卷之五

御命を直實

小於下給ひ

御菩提を弔

ひ奉る可と

由頻に仰下

こ被聞計ら

不涙を押し

御頸を給

こ畢ぬ

恨哉痛哉直

實此君與惡

縁を結び奉

る歎悲哉宿

計心押波沙頭子平

恨哉痛哉

或名縁を源

世為一蓮身却

然則非比何

互に生死の

縁其深く怨

敵の害を為

然と躡是逆

縁小非比何

蓮の身と為

然則閑居

の地を示し

互に御菩提

可死不流一有

互に御菩提

可死不流一有

互に御菩提

可死不流一有

丹治直實
 壽永三年二月八日
 恐謹言
 可也者誠
 不御披露有
 此趣を以然
 隱無と者歟
 否後聞小其
 實ガ申狀實
 宜と者也直
 を引ひ奉る

誠心謹言

此状の事をおろそかに
 せずとて申上る

壽永三年二月八日

安徳天皇二十二年
 二月八日

二年甲辰二月七日小治政を付しおと八日以て
 其の状に於て平治の第一級に
 申上りて四月十五日
 年号を元暦と改めし

丹治直實

直實は次弟と号し桓武天皇十二代平盛方氏の孫に
 従父直貞の知名を推し武州大里郡に生れ力奉る
 振るりたる氣のたれ大なる忠を蒙りて切に
 忠を報し熱言次弟を更と号し十六歳に於て私市一黨の
 旗に於てその多量に於て忠實を盡しては私者乃孫
 改る直實の親類と對しより教へて道不達之三年十

進上
 伊賀平内左
 衛門尉殿

進上 伊賀平内左衛門尉

直實は次弟と号し桓武天皇十二代平盛方氏の孫に
 従父直貞の知名を推し武州大里郡に生れ力奉る
 振るりたる氣のたれ大なる忠を蒙りて切に
 忠を報し熱言次弟を更と号し十六歳に於て私市一黨の
 旗に於てその多量に於て忠實を盡しては私者乃孫
 改る直實の親類と對しより教へて道不達之三年十

丹治直實
 壽永三年二月八日

古今御新注金
經盛返狀

今月七日攝

州一の谷小
於敦盛を討
こ被死骸并
小遺物送り
給了畢ぬ
華洛の故郷
を出て各西
海之波上小
漂ふ従以來

經盛返狀

平將経盛より
一返の状より経盛より

うへ徳ありれいといふ御武州大里
経盛生山熊谷奇りいりいり

今月七日於攝州一谷被討致

盛死骸并遺物送り給了畢ぬ

之男にて後又修下を官を更と号はせお八死
て後送せるおとつて又八教を修せし

類とて小甲冑をかかぬとて
身は海へおとせしとて

故郷者は海に波上

東運命盡り始思ひ驚

今又我れ
の身は

をわたりし海に多しとて一門運命のそは
修り覚悟のするは修れしとて

又戰場小臨

我生者必滅

老少不定ハ

然と雖親と

成て子と成

古今御新注金

古今御新注金

古狀擲精注鈔
音信を聞ん
と天小仰ぎ
地臥て佛
神小祈誓
奉了感應と
相待つ處七
箇日の内小
彼が死骸を
見ることを得
ころ是則佛
神の與一
所也

空之波討心雖傳也未如
冥音回傳身音信仰天所
地新誓佛神右侍感應
お七箇日の内得死骸
是則佛神而通也
然則月信心銘肝外感涙

然る間内小
ハ信心肝小
銘ト外小ハ
感涙之を増
以心小催し
袖を浸し但
生て二び歸
來るが如く
又是則相活
る小同ト
抑貴邊の芳
恩非ん者
争之を見る

増之信人浸袖但生二函
来又是初同書活
抑此貴邊苦思心争
得之我門風雲各捨
之況於怨敵或乃相活有謂
古今事考主例

古狀擲精注鈔

四十八

一門の風塵
 皆以之を捨
 つ況怨敵小
 於を哉和漢
 兩朝を尋る
 小古今未其
 例を聞け未
 貴恩之高と
 須彌山頗
 下く芳情之
 深れて蒼溟
 海還淺し

知るまじれりのを我一門の人の皆風塵の如きもの
 一門の風塵を皆以て之を捨て況んや怨敵の小
 於を哉和漢の兩朝を尋る小古今未其例を聞け未
 貴恩の高と須彌山頗下く芳情之深れて蒼溟海還淺し

其情之深

其情之深

其情之深

其情之深

其情之深

進で之を酬
 んふ未來永
 永より退て
 報然ハ過
 去遠遠
 萬端多と雖
 筆紙小盡難
 併之を察
 一恐恐謹言
 壽永三年二
 月十四日
 經盛
 熊谷次郎殿

之志を請ふ

永承三年二月十四日

經盛

平忠盛の又男にして相國清盛の弟なり
 長州控の御下においへり

熊谷次郎殿

吉天齋青玉抄

熊谷次郎殿

庭訓往來精注鈔

大本壹冊

實語教 精注鈔 童子教

大本壹冊

天保十四年 癸卯 孟春

大阪書林

庭訓往來... 實語教... 童子教... 癸卯孟春... 大阪書林... 天保十四年... 江戶日本橋通壹丁目... 須原屋茂兼衛... 山城屋佐兵衛... 須原屋伊八... 岡田屋嘉七... 出雲寺萬次郎... 山崎屋清七... 安堂寺明心... 播磨屋理助

天保十四年 癸卯 孟春

天保十四年 癸卯 七月

書肆

- 同 江戶日本橋通壹丁目 須原屋茂兼衛
- 同 山城屋佐兵衛
- 同 須原屋伊八
- 同 岡田屋嘉七
- 同 出雲寺萬次郎
- 同 山崎屋清七
- 同 安堂寺明心
- 同 播磨屋理助

